

中学校・美術

「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P30～32参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図る。

全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合

1 指導計画作成上の配慮事項（解説P117～125参照）

- (1) 新設された主な配慮事項は次の2点である。
 - ア 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。
 - イ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の3点である。
 - ア 「A表現」及び「B鑑賞」については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。
 - イ 各学年の内容の「A表現」については、(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させること。第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)のア及びイそれぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができ、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。
 - ウ 道徳科などとの関連を考慮しながら、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いと指導上の配慮事項（解説P126～137参照）

- (1) 新設された主な配慮事項は次の1点である。
 - ア 〔共通事項〕の指導に当たっては、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように、以下の内容について配慮すること。
 - (ア) 〔共通事項〕のアの指導に当たっては、造形の要素などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。
 - ・ 色彩の色味や明るさ、鮮やかさを捉えること。
 - ・ 材料の性質や質感を捉えること。
 - ・ 形や色彩、材料、光などから感じる優しさや楽しさ、寂しさなどを捉えること。
 - ・ 形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること。
 - ・ 余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢などを捉えること。
 - (イ) 〔共通事項〕のイの指導に当たっては、全体のイメージや作風などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。
 - ・ 造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などに関連付けたりして全体のイメージで捉えること。
 - ・ 造形的な特徴などを基に、作風や様式などの文化的な視点で捉えること。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の3点である。
 - ア 各学年の「A表現」の指導に当たって、主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。
 - イ 各学年の「A表現」の指導に当たって、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。
 - ・ スケッチの学習を効果的に取り入れること。
 - ・ 写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図ること。
 - ・ 表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用すること。
 - ・ 表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げること。
 - ウ 〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりするなどして、対象の見方や感じ方を広げたり、深めたりするなどの言語活動の充実を図ること。（※解説P81、82、114、115参照）